

## 宗教法人審議会規則

(昭和 27 年 2 月 22 日 宗教法人審議会制定)

(平成 13 年 3 月 9 日一部改定)

(平成 27 年 7 月 3 日一部改定)

(令和元年 8 月 27 日一部改定)

(令和●●年●●月●●日一部改定)

- 第 1 条** 宗教法人審議会の議事の手続その他運営に関し必要な事項は、この規則で定めるところによる。
- 第 2 条** 宗教法人審議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集する。
- 第 3 条** 委員が病気その他の事故により招集に応ずることができないときは、あらかじめその旨を会長に届けなければならない。
- 第 4 条** 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。  
2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 第 5 条** 会議は、総委員の 5 分の 3 以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
- 第 6 条** 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 第 7 条** 委員は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。
- 第 8 条** 動議は、賛成者がなければ、議題とすることができない。
- 第 9 条** 会議を傍聴しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。
- 第 10 条** 委員は、意見案を提出しようとするときは、案を作成し、これを会長に提出しなければならない。
- 第 11 条** 会長は、必要があると認めるときは、委員のうちから若干人を指名し、特別な事項を調査審議させることができる。
- 第 12 条** 会長は、必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、必要な資料の提出を求めることができる。
- 第 13 条** 会議の議事録の作成その他審議会に関する事務は、文化庁宗務課において処理する。
- 第 14 条** この規則は、第 7 6 条の規定にかかわらず、総委員の過半数の賛成がなければ、変更することができない。

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、~~会長が文部科学大臣と協議~~  
~~して決める~~第6条に基づいて決定し、これを定める。